

軽度者に係る福祉用具貸与費の 算定について

申請書が不要なケースについて

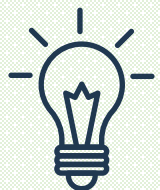
フローチャートの結果、「市町に申請不要」となった場合

介護認定時の「基本調査の結果」が「できない」

- 例えば車いす貸与を希望の場合、「歩行」欄が「できない」になっている等

「車いす」及び「移動用リフト」貸与希望

- 主治医から得た情報及びサービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントが行われていれば申請不要



※申請書の提出が不要というだけで、いずれもケアマネジメントは必要です。



地域のくらしを支えあう介護保険

知多北部広域連合

医師の医学的な所見について①

「利用者は〇〇(疾病)のため、△△((別表)対象種目の厚生労働大臣が定める者のイ)であるため、□□(対象種目)が必要である。」
という内容が読み取れる記載

⇒ (別表)対象種目の厚生労働大臣が定める者のイに「起居動作」は含まれません。

医師の医学的な所見について②

- 所見を記載した日付、医療機関名(科名を含む)、医師名(フルネーム)
- ケアプランに記載された医師の所見を提出する場合
 - ☑ ケアマネジャーが医師から直接聴取し、聴取した日付と聴取方法(電話、診察に同行、書面での照会等)
 - ☑ 医師から直接聴取できない場合、看護師等の関係者を通して聴取出来れば、聴取した関係者の氏名及び役職(本人、家族は聞き取り対象として不適切)

ケアマネジャーの結論について

- 「医学的な所見」を元に、サービス担当者会議で必要性を話し合い、ケアマネジャーが必要性を判断した経緯及び結果として

「利用者は〇〇(疾病)のため、△△((別表)対象種目の厚生労働大臣が定める者のイ)であるため、□□(対象種目)が必要である。」
という内容が読み取れる記載

⇒ (別表)対象種目の厚生労働大臣が定める者のイに「起居動作」は含まれません。



地域のくらしを支えあう介護保険

知多北部広域連合

広域連合が確認したい内容

- ✓ アセスメント又はモニタリング＋
医学的所見によってケアプランを作成
- ✓ 担当者会議で必要性を協議した上で
福祉用具貸与の必要性を決定

医師の所見を元に、適切に福祉用具貸与における
ケアプランを作成しているか